

福岡県医発第942号(地)
平成21年 8月13日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、国の経済危機対策により、介護職員と他の業種との賃金格差を縮め、介護が確固とした雇用の場として成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行う「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」が創設され、介護職員の処遇改善をさらに進めていくこととなりましたが、今般、厚生労働省はそれに関連し、「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」を定め、本年5月29日より適用され、各都道府県知事宛てに通知が発出された旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありました。

本基金管理運営要領は、①介護職員処遇改善交付金事業、②施設開設準備経費助成特別対策事業及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業（以下、施設開設準備等特別対策事業）の2つの事業から成る「介護職員処遇改善等対策事業」に関する基金運営について示されたものであります。

つきましては、貴会におかれましても、制度の円滑な施行のため当該制度をご了知いただき、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

また、書類の提出及び問い合わせについては、別紙1をご参照ください。

なお、各対象事業所につきましては、研修会等により、福岡県から説明がなされておりますことを申し添えます。

記

【①介護職員処遇改善交付金事業】

都道府県がその実施要領に基づき、一定の要件を満たした介護事業者を承認し、当該事業者介護職員の賃金改善に充当するための交付金を支給すること等により、その処遇改善を図る事業であり、各サービスごとの交付率については別紙1中、表1（4頁）に記載されているとおりです。

【②施設開設準備等特別対策事業】

施設の開設時から安定した質の高いサービス提供のための体制整備を支援す

るため、特別養護老人ホーム等の施設等の開設準備に要する経費等について都道府県等が補助する事業、また、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）について、都道府県等が補助する事業等であり、その交付基礎単価等が、別紙4「別記2」の別添1、2に示されております。

（添付資料）

1. 書類の提出、問い合わせ先及び注意事項について
2. 介護職員等技能向上支援事業実施要綱
3. 高齢者福祉施設スプリンクラー等整備事業について
4. 「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について」
（平成21年8月6日付け介30日本医師会通知）
 - ・参考資料1「介護職員処遇改善交付金」
 - ・参考資料2「施設開設準備経費等に対する支援」

書類の提出、問い合わせ先及び注意事項について

1 介護職員処遇改善交付金関係

○書類提出、問い合わせ先

介護保険課 指導係

電話 092-651-1111

(内線 3180, 3181, 3182)

092-643-3319 (直通)

注意事項

- ・申請書・計画書の提出は、8月20日(木)から受け付けます。
原則として、9月末までに提出するようにお願いします。
- ・問い合わせについても、なるべく8月中旬以降にお願いします。
- ・書類の提出は、郵送でかまいませんが、封筒に必ず朱書きで「介護職員処遇改善交付金申請」と記載するようにお願いします。

2 介護職員等の研修支援関係

○ 問い合わせ先

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、軽費老人ホーム

養護老人ホームに関しては

高齢者支援課 施設運営係

電話 092-651-1111

(内線 3158, 3159)

092-643-3250 (直通)

上記以外の介護サービス(地域密着型も含む)に関しては

介護保険課 指導係

電話 092-651-1111

(内線 3180, 3181, 3182)

092-643-3319 (直通)

介護職員処遇改善交付金の事務の流れ

1 介護職員処遇改善計画書の作成(法人単位で作成することも可)

- ・ 交付金見込額 ※ 1
- ・ 介護職員賃金改善見込額 ※ 2
- ・ どのような方法で改善するか
(基本給、手当の新設、一時金の新設等)
- ・ 改善期間
- ・ 賃金改善を行う方法を具体的に記入
- ・ 賃金以外の処遇改善の方法
(非正規から正規職員への転換、研修の充実、子育て支援の充実等)

→職員に周知

※ 1 21 年度下半期における介護報酬見込み総額(利用者負担を含む・月額)×サービス毎の交付率

※ 2 処遇改善計画書による改善方法で改善しようとする目標額(交付金見込額を上回る金額を設定※程度は問わない)

2 申請書の作成と添付資料の用意

①申請書(法人単位で作成することも可)

- ・ 法人名、代表者名

②添付書類

- ・ 就業規則(作成義務のある事業所のみ)
- ・ 労働保険加入証明書類

3 都道府県に申請(提出)

4 都道府県より承認の通知

5 10 月のサービス提供

6 12 月末日

「10 月サービス提供分の介護報酬総額(利用者負担を含む)×交付率」の金額が支払われる。
(概算の交付額として支払い)

7 処遇改善分として介護職員に支給(毎月、〇月に 1 度、全額を一時金等支給方法は法人の選択した方法による。)

8 22 年 6 月末日まで 実績報告書の提出

10 月サービス分～22 年 2 月サービス分(5 ヶ月分)に係る交付金の総額の確定……④

22 年 5 月までに支払った給与改善額の確定……⑤

④>⑤の場合は残額を都道府県に返還

※精算は、実績報告書の提出時のみ(毎月行う必要はない。)

介護職員処遇改善交付金について

(厚生労働省：介護職員処遇改善交付金事業実施要領案等抜粋)

1 介護職員処遇改善交付金の概要

(1) 目的

平成21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

(2) 補助の概要

介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金を介護報酬とは別に交付する。交付額は、サービス毎の介護職員数(常勤換算)に応じて定める交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

(3) 交付対象

以下の要件を全て満たす事業者

(ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。

(イ) 平成22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。

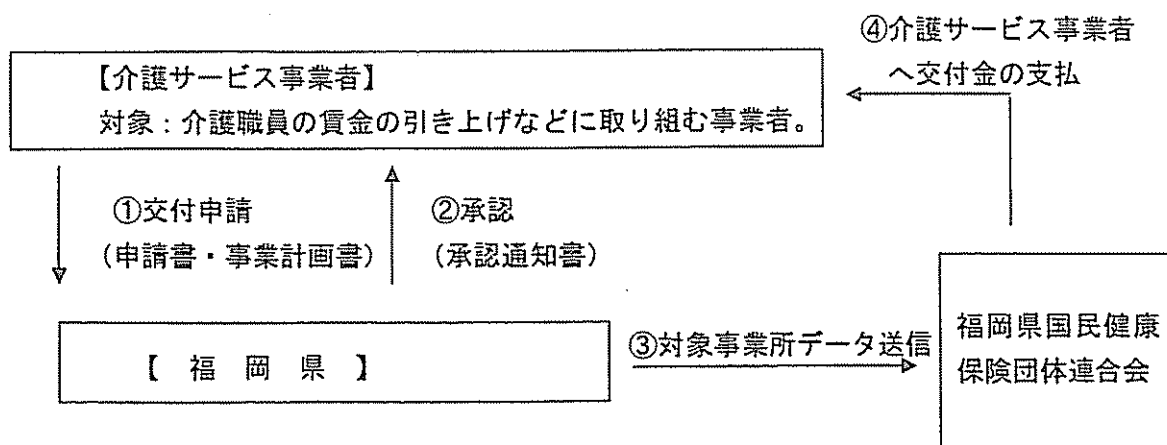
(4) 交付額：介護報酬総額×サービス毎に定める交付率(次ページ参照)

※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

(5) 交付年度

平成21年度は、21年10月サービス分からの実施し、平成23年度までの2.5年分を対象とする。

○事務の流れ



※④＝毎月の介護報酬額に交付額を上乗せして支払う

表1 交付金対象サービス

サービス区分	交付率
・（介護予防）訪問介護 ・夜間対応型訪問介護	4. 0%
・（介護予防）訪問入浴介護	1. 8%
・（介護予防）通所介護	1. 9%
・（介護予防）通所リハビリテーション	1. 7%
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	3. 0%
・（介護予防）認知症対応型通所介護	2. 9%
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護	4. 2%
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	3. 9%
・介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設 ・（介護予防）短期入所生活介護	2. 5%
・介護保健施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	1. 5%
・介護療養施設サービス （介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））	1. 1%

表2 交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）福祉用具貸与 ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・居宅介護支援・介護予防支援	0%

2 交付金の仕組みと事業年度

この交付金の仕組みと事業年度は以下のとおりである。

(1) 交付金の仕組み

交付金は、介護サービス提供に係る介護報酬に一定の率を乗じて得た額を、毎月の介護報酬と併せて概算交付し、事業年度ごとに事業者が提出する実績報告に基づき精算することとしている。

(2) 事業年度

交付金の事業年度区分は、当該年の5月から翌年の4月支払い分まで（12か月間）とし、その交付金の概算交付額の根拠となる介護サービスは、原則として、当該年の3月から翌年2月までに提供された介護サービスとなる。

ただし、平成21年度及び平成24年度については、交付金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。

ア 平成21年度の場合

平成21年12月から平成22年4月の交付金支払い分まで（5か月間）（原則として、平成21年10月から平成22年2月までに提供された介護サービス分）。

イ 平成24年度の場合

平成24年5月の交付金支払い分（1か月間）（原則として、平成24年3月に提供された介護サービス分）ただし、平成24年度については、介護報酬の月遅れ請求があった場合、当該請求に係る交付金の支給を最大2か月間対応することとし、平成24年6月及び7月の交付金支払い分も含めることとする。

3 交付対象

交付対象となるのは、以下の支給要件を満たした事業者である。

- (1) 平成21年10月から平成24年3月の間、4ページの表1に掲げる介護サービス（予防サービスを含む。）を提供する見込みがある。
- (2) 交付金見込額を上回る賃金改善（平成20年10月から翌年3月までの期間における介護職員の賃金に対する改善をいう。以下同じ。）が見込まれた計画を策定していること。
- (3) 賃金改善の実施期間及び方法等並びに賃金改善以外の処遇改善の内容を記載し「介護職員処遇改善計画書（別紙様式2）」を作成し、事業者の職員に対して当該計画書の内容についての周知を行った上で、福岡県あて提出していること。
- (4) 労働保険に加入していること。

なお、平成22年度以降の助成にあたっては、必須要件に加えて、平成21年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善事項について定量的な要件を課すことのほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は、交付金の額を減額することとする。

4 交付金見込額の計算

交付金見込額については、次の計算による。

介護報酬総額×交付率（1円未満の端数切り捨て）

- (1) 介護報酬総額（介護サービスの総単位数に、地域区分に応じた単価を乗じた額をい

う。平成21年9月サービス分以前の過誤調整分は含まない。以下同じ。)は、当該事業年度における交付金の概算交付額の根拠となる介護サービスの提供に係る見込額の総額を用いる。

(2) 交付率については、4ページの表1に定める率を用いる。

なお、(1)については、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込み数を用いることとし、交付金見込額は、都道府県ごとに計算し、「介護職員処遇改善計画書」を複数の介護サービスを提供する事業所において一括作成する場合の交付金見込額の計算については、4ページの表1に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された額(1円未満の端数切り捨て)を合算すること。

5 交付金の額

次の額を比較していずれか少ない方の額とする。

- (1) 事業者の申請に係る介護報酬総額に、4ページのサービス区分ごとに定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数切り捨て)
- (2) 実際に介護職員の賃金改善に充てられた経費(当該改善に伴う法定福利費の事業主負担等及び交付金を原資として他都道府県の事業所又は施設(以下「事業所等」という。(同一法人の事業所等に限る。))の介護職員の賃金改善に充当した額を含み、他都道府県の事業所等(同一法人の事業所等に限る。))が概算交付を受けた交付金を原資として介護職員の賃金改善に充当した額を含まない。)の実支出額の合計額。

6 対象事業者の責務

対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有する。

- (1) 交付金を介護職員の賃金の改善(当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担等を含む。)以外の費用に充ててはならない。
- (2) 交付金の趣旨に鑑み、交付金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により、変動した場合についてはこの限りでない。
- (3) 各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、精算の結果、過払いが発生した場合には、福岡県に対してその差額を返還しなければならない。
- (4) この交付金に係る支出と実際に介護職員の賃金改善に充てたことがわかる書類を作成し、これを実績報告後、5年間保管しなければならない。
- (5) 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等(以下「労働基準法等」という。)を遵守しなければならない。

7 交付金の支給停止等

福岡県は、対象事業者が次に該当する場合には、既に支給された一部若しくは全部の交付金の返還を命じること又は期間を定めて交付金の支給停止を行うことができる。

- (1) 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合。
- (2) 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合。

8 申請手続

交付金を受けようとする事業者は、次の記載事項等を含んだ「介護職員処遇改善計画書」を作成し、その他必要な書類（労働基準法第89条に規定される就業規則等（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程も含む。以下同じ。）、労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険料等の納入証明書、労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添えて、福岡県に提出しなければならない。

なお、介護職員処遇改善計画書には以下の事項を記載すること。

（１）賃金改善の方法

ア 交付金見込額

イ 賃金改善見込額

各事業者において当該事業年度における賃金改善に要する見込み額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）総額でありアの額を上回る額。

●Q & A（その１）

介護職員の賃金改善見込額について、どのように計算をすればよいのか。

（答）

申請書作成段階における介護職員の給与水準や、事業の規模等を勘案し、各事業者において見込む賃金改善の金額を推計されたい。なお、実際の賃金改善額については実績報告の段階で確認することとしており、計画の策定時点において当該見込額の積算内訳を求めることはないが、実現可能性のある金額を設定すること。

ウ 賃金改善を行う給与の項目

増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載する。

エ 交付金による賃金改善実施期間

賃金改善の実施期間は、事業者の選択により定めるものとし、当該年3月から翌年5月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の連続する期間（その始期は概算交付の根拠となる介護サービス提供月以降であり、その終期は、事業年度における最終交付金の支払い月の翌月とする。以下同じ。）とする。

また、当該期間が事業年度間で重複してはならない。

なお、平成21年度及び平成24年度については、交付金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。

（ア）平成21年度

事業者の選択により、平成21年10月から平成22年5月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の連続する期間。

（イ）平成24年度

事業者の選択により、平成24年3月から6月までの間で、交付金支給月と同じ月数の期間。

○具体例

賃金改善実施期間については、次の条件を満たす期間の中で、事業者が任意に選択することとされている。

- ① 月数は交付金支給月数と同じでなければならない。
- ② 当該年度の概算交付の根拠となるサービス提供の期間の初月から、交付金支給終了月の翌月までの連続する期間でなければならない。
- ③ 各年度において重複してはならない。

(例) 平成21年度における賃金改善実施期間については下図のようになる。

	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1	H22.2	H22.3	H22.4	H22.5
サービス提供月	←							
交付金支給月								
賃金改善実施期間	←							
次の4パターンのうち、一つを選択する。								

オ 賃金改善を行う方法

賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

(2) 賃金改善以外の処遇改善事項

平成21年4月の介護報酬改定を踏まえて実施した(実施予定を含む。)処遇改善(賃金改善を除く。)について記載すること。

介護職員処遇改善計画書の作成は、必ずしも事業所等ごとの作成ではなく、事業者(法人)が一括で作成しても差し支えない。また、同一の就業規則により運営されている地域・サービス等ごとの作成も可能とする。さらに、都道府県をまたがる事業者(法人)についても、一貫した処遇改善を可能とするため事業者単位での作成となるが、交付額の算定及び精算等を行うため、これらに関連した記載事項については、都道府県単位での記載が必要となる。

なお、複数の事業所の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合には、当該計画書に記載された計画の対象となる事業所等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならない。

●Q & A (その2)

交付金の交付見込額(月額)を上回る賃金改善計画を策定することとされているが、どの程度の水準を上回ればよいのか。

(答)

「上回る」について具体的な数値要件を定めることはないので、適切な設定をされたい。

なお、1年目については、選択的な処遇改善要件として、21年度介護報酬改定を踏まえた賃金以外の処遇改善事項(例: 正規職員への転換、勤務シフトの改善、教育・研修の充実、子育て支援や腰痛対策の実施等)をチェックすることを要件とし、平成22年度以降は、21年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善を実施すること(例: 勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと)のほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は減額することを予定している。

9 交付金の対象事業者としての承認申請

交付金を受けようとする事業者は、「承認申請書（別紙様式3）」に、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類（以下「計画書等」という。）を添えて、事業所等ごとに承認申請を行う。

ただし、介護職員処遇改善計画書の内容が複数の事業所等にまたがる場合や事業者単位である場合など、事業所等ごとの申請が実態にそぐわないときには、「承認申請書（別紙様式4）」により、一括して取り扱っても差し支えない。

また、申請は事業年度ごとに受け付けるものとし、承認を得られなかった事業者は、同一事業年度内に再度申請することも可能とする。

10 交付金の対象事業者としての承認及び交付決定

福岡県は、処遇改善計画書及び前条の承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象事業者としての要件を満たしていると認めたときは、交付金の交付を決定し、承認通知書を対象事業者に通知するものとする。

11 変更の届出

対象事業者は、承認申請時に提出した申請書及び計画書等に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次に定める事項を記載した変更の届出を行う。

- (1) 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの交付金の使用実績及び残額並びに承継後の交付金の取扱いに関する内容。
- (2) 別紙様式4により申請を行う事業者において、当該申請に係る事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別。
- (3) 就業規則等を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要。

12 交付金の実績報告及び交付金の返還

対象事業者は、各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに、福岡県に対して、以下の事項を含めた「介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式5）」を提出することとする。その際、概算の交付額を精算した結果、実際に賃金改善に要した費用（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）に充当した交付金の総額が助成を受けた交付金の総額を下回る場合には、当該差額を返還する。

- (1) 交付金の受給総額
- (2) 交付金による賃金改善実施期間
- (3) (2)の期間における次の事項
 - ア 介護職員常勤換算数の総数
 - イ 介護職員に支給した賃金総額
 - ウ 介護職員一人当たり賃金月額
- (4) 実施した賃金改善の方法
「基本給を全職員平均で〇〇円改善した」等、具体的に記載する。
- (5) (4)の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）

当該金額の記載に当たっては積算内訳を添付する。当該内訳については、「6 対象事業者の責務（4）」の書類を添付することで差し支えないものとし、また、計算に当たっては、対象事業者の賃金改善方法等に応じた適切な方法による。

- (6) 他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）の介護職員の賃金改善の原資

とした額

- (7) 他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）が概算交付を受けた交付金を原資として介護職員の賃金改善の原資として充当した額。
- (8) 賃金改善所要額
次の計算式により算出された額
 $(5) \text{ の額} + (6) \text{ の額} - (7) \text{ の額}$
- (9) 賃金改善に使用しなかった交付金の総額（福岡県への返還額）
当該金額は、(1) の額から (8) の額を減じた額が 1 円以上の場合に記載すること。
- (10) 介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）(5) の額を (3) アの数で除して得た額（1 円未満切り捨て）を記載する。

13 その他

対象事業者は、上記の他、以下の点に留意すること。

- (1) 本交付金は、毎月、介護報酬総額が確定した段階で概算交付される。
- (2) 交付金の算定根拠となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が国保連へ送付した請求情報に基づくこととなる。
- (3) 複数の事業所単位又は事業者単位で承認申請を行った場合、実績報告においても複数の事業所単位又は事業者単位での精算となる。
- (4) 実施主体が交付金の支払いを国保連等に委託している場合には、委託先である国保連等から交付金が支払われる。

処遇改善交付金に係るQ & A

○ 賃金改善の方法等について

(問1) 厚生労働省の説明資料や報道等において、「15,000円」という金額が出てきているが、15,000円を上回る賃金改善計画を策定しなければ本交付金による助成を受けられないのか。

また、実際の賃金改善額が、賃金改善計画における改善見込額を下回った場合についてはどのような取り扱いとなるのか。

(答)

15,000円については、あくまでも交付率を決定するために用いた指標であり、事業の規模や職員体制によっては、すべての事業者に介護職員一人当たり月額15,000円の助成が行われるわけではない。

また、例えば次のような場合においては、結果として実際の賃金改善額が賃金改善計画における改善見込額を下回ることも想定されることから、交付金の受給総額から当該賃金改善にかかった費用の差額を年度ごとに都道府県に返還することで足りるものとする。

- ・ 組織における職員構成、介護給付収入の変動等により、計画の実行が困難となった場合。
- ・ 当初の見込み通りに介護職員の増加を図れなかった場合。
- ・ 当初計画を下回る改善について労使の合意が得られた場合。
- ・ その他適当と認められる事由

(問2) 介護給付の収入が処遇改善計画時を大きく上回った結果、実際に受給した交付金の額が当初の賃金改善計画作成時の見込み額を上回ったことにより、交付金による当初の賃金改善計画を上回る額の改善が可能となった場合、当該上回った額への交付金の充当は可能か。

(答)

交付金受給額の範囲内において、介護職員の賃金改善を行う場合、交付金の充当は可能である。

(例) 交付金見込額(月額) 150,000円

交付金受給額(月額) 165,000円(見込額+15,000円)

常勤換算職員数10.0、賃金改善見込額が15,500円としていた場合

⇒16,500円以上の改善を行った場合、交付金の返還の必要はないものとする。

(問3) 全職員一律に交付金を分配する必要があるのか。例えば、全常勤職員の賃金改善額は同額又は同水準でなければならないのか。

(答)

賃金改善見込額等は処遇改善計画書の作成単位全体の平均で見ることとしており、全職員同額の賃金引き上げは行う必要はない。

(問4) 定期昇給の実施も賃金改善と認められるのか。

(答)

賃金改善の方法は、ベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金等があるが、賃金が改善するのであれば問わない。

(問5) 賃金改善額に含まれる法定福利費等の範囲について。

(答)

賃金改善額には次の額を含むものとする。

- ・ 法定福利費(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保

陰料、労災保険料等)における、本交付金による賃金上昇分に応じた事業主負担増加分

- ・法人事業税における本交付金による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分

なお、法定福利費等の計算に当たっては、合理的な方法に基づく概算によることができる。

また、退職手当共済制度等における掛金等は含まない。

(問6) 対象事業者の責務として、「交付金による賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。」とあるが、業績悪化等により賃金を引き下げざるを得ない場合はどうするのか。

(答)

もともと業績等に応じて変動することとされている給与(賞与等)については、業績悪化等により引き下げ等を行うことを妨げてはいない。

ただし、業績悪化等で、業績等に応じて変動することが想定されない給与を引き下げた場合等については、交付金の実績報告に定めるところによる。

(問7) 職員への周知はどのように行うのか。

(答)

職員への周知については、介護職員処遇改善計画書を用いることとする。

当該計画書には、交付金見込額と賃金改善見込額及び賃金改善の方法等について、事業所の職員に周知するとともに、できるだけ介護職員1人当たりの賃金改善見込み額を盛り込むこととしている。

具体的な周知の方法については、例えば、当該計画書を全事業所に掲示することや全従業員に通知すること等が考えられるが、各法人において適切な方法を選択されたい。また当該計画書に加え、必要な資料を併せて周知することも可能である。

なお、交付金事業の経済危機対策としての趣旨にかんがみ、この交付金について速やかに職員に周知するとともに、処遇改善計画の内容や賃金改善の見込み額についても周知されたい。

○ 対象者等について

(問8) 介護職員の定義如何。介護職員以外の職種は対象とならないのか。

(答)

介護職員が対象であり、他の職種は対象とならない。

介護職員以外の職種の処遇改善については、介護報酬改定等を活用し対応されたい。

(問9) 病院と併設している介護療養病床の介護職員の取り扱い如何。

(答)

資格や専任・兼任の別、勤務日数等にかかわらず、交付金の対象期間中に、介護療養病床の介護職員として勤務すれば、交付金の対象とすることができる。

(問10) 介護職員が足りず、看護職員の余剰分を、人員基準の介護職員としている場合でも交付金の対象となるのか。

(答)

人員配置基準を満たした上で、看護職員が、介護業務に従事している場合は、交付金の対象となる。

(問 11) 介護職員が派遣労働者の場合でも交付金の対象となるのか。

(答)

介護職員であれば派遣労働者であっても本交付金の対象とすることは可能であり、派遣元と相談の上、交付金を派遣料金の値上げ分等に充てることは可能である。この場合においては、計画書・実績報告書は、派遣労働者を含めて作成することとする。

(問 12) 外部サービス利用型特定施設における委託サービスの介護職員の取り扱い如何。

(答)

外部サービス利用型の施設の交付金については、委託費の上乗せに充てても良い。その場合は、委託元の計画書・実績報告書において、委託費の上乗せに充てたことを明示するとともに、委託先の事業所は、委託元から支払われた上乗せ分を含めた計画書・実績報告書を作成すること。

(問 13) 基準該当サービス事業所は、本交付金の支給対象となりうるのか。

(答)

基準該当サービス事業所については、各都道府県の実情に応じて、交付金の対象とすることができる。

対象とされた場合には、指定介護サービス事業所と同様に、処遇改善計画を作成の上、交付金対象事業所の承認の申請を行う。

なお、基準該当サービス事業所への交付金の支払いは、通常の介護サービスの費用の支払いに準じ、国保連等から支払われることとなる。

(問 14) 新規指定の事業者は、本交付金を受けられないのか。

(答)

新規指定事業者についても、本交付金の助成対象である。この場合において、処遇改善計画書における賃金改善額については、賃金のうち交付金を充当する部分を明確にすることとする。方法については、就業規則等に明記する、雇用契約書に記載する等が考えられる。

(問 15) 新規に増員した介護職員の賃金改善額については、どのように取り扱うのか。

(答)

当該者の賃金のうち交付金を充当する部分を明確にすることとする。

介護職員等技能向上支援事業実施要綱

(平成21年7月8日福岡県保健医療介護部高齢者支援課)

1 目的

この事業は、県内の介護保険施設及び介護サービス事業所等(以下「介護施設・事業所等」という。)が介護職員等の資質向上や資格取得のため当該職員に研修等を受講させる場合に、介護関係の離職者等を、労働者派遣法に規定する労働者派遣事業者(以下「派遣会社」という。)を通じて、研修等を受講する介護職員等の代替職員として派遣し、現に介護職員として働く者の資質向上と代替雇用等を通じた更なる雇用創出を図る。

2 実施主体

福岡県(福岡県緊急雇用創出事業)

3 事業の委託

県は、この事業を、県が適当と認めた派遣会社に委託して実施する。

4 事業の実施期間

平成21年8月16日から平成24年3月31日まで

5 代替職員の派遣の対象となる職種

介護保険法及び老人福祉法の人員基準で定める職種(医師・事務職・栄養士・調理員を除く。)

6 代替職員の対象者

(1) 代替職員の対象者は、次のとおりとする。

ア 社会福祉士 イ 社会福祉主事 ウ 精神保健福祉士
エ 介護支援専門員 オ 介護福祉士 カ 訪問介護員1級・2級
キ 看護師 ク 准看護師 ケ 理学療法士 コ 作業療法士
サ 言語聴覚士 シ 柔道整復師 ス あんまマッサージ指圧師

(2) 離職者等とは、労働の意思・能力を有し、求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者をいう。ただし、公共職業安定所への求職申込みの有無は問わない。

7 派遣の対象となる研修等

(1) 研修の形態

ア 現任介護職員等を事業所等が策定する研修計画に基づく研修等に参加させる場

合。

- イ 外部からの依頼等に基づき、介護職員等の資質向上等のための研修における講師として、現任介護職員等の派遣等を行う場合。
 - ウ インドネシア又はフィリピンとの経済連携協定による介護福祉士候補者を受け入れた事業所等が、当該介護福祉士候補者に事業所等が策定する研修計画に基づき、外部の日本語研修等を受講させる場合。
 - エ 経済連携協定によらない外国人の現任介護職員等を事業所等が策定する研修計画に基づく研修等に参加させる場合。
 - ※ 研修等は事業所を離れて行うものに限らず、事業所等内で行う研修等も含み、講義形式・実技形式等いずれも可能。
- また、研修等の実施主体は事業所自らが実施する研修等でも可能。

(2) 研修の種類

- ア 介護職員基礎研修、訪問介護員研修(1級課程・2級課程)
- イ ユニットケアリーダー研修
- ウ 認知症介護実践リーダー研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、認知症対応型サービス事業管理者研修、認知症介護指導者研修
- エ 介護福祉士国家試験受験対策講座等
- オ 介護支援専門員研修等
- カ サービス提供責任者実務者研修
- キ 国、県、市町村又は事業者団体等が実施する介護従事者向け研修等
- ク その他介護職員等の資質向上に有益であると判断される研修等

8 派遣先の介護施設・事業所

介護職員等介護の業務に従事する職員を配置することとされている次に掲げる社会福祉施設のうち、職員配置が最低基準を満たしているもの。

(1) 指定居宅サービス事業者

指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護、指定短期入所療養介護、指定特定施設入居者生活介護、指定福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売

(2) 指定地域密着型サービス事業者

指定夜間対応型訪問介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(3) 介護保険施設

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

(4) 指定介護予防サービス事業者

指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所生活介護、指定介護

予防短期入所療養介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定介護予防福祉用具販売

(5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者

指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護

(6) 指定居宅介護支援事業者

(7) 指定介護予防支援事業者

(8) その他

養護老人ホーム、軽費老人ホーム

9 委託業務の概要

(1) 介護施設・事業所等への事業周知、派遣受入施設の募集及び選考

ア 派遣会社は、介護施設・事業所等に対して、事業説明会の開催及び個別訪問により事業の周知を図り、派遣労働者受入への協力を依頼する。

イ 派遣会社は、介護施設・事業所等から派遣労働者受入申込みを受け付ける。

(2) 派遣労働者の公募及び選考

ア 派遣会社は、派遣労働者を公募し、選考を行う。

イ 公募及び選考の具体的な実施方法は、企画提案の段階で派遣会社から効果的な実施方法を提案させる。

(3) 派遣労働者の登録

派遣会社は、選考の結果、採用することと決定した者を、一般労働者派遣（登録型派遣）として登録する。

(4) 派遣労働者と派遣先介護施設・事業所等との連絡・調整

ア 派遣会社は、派遣労働者の居住地と介護施設・事業所等の所在地等を勘案して、派遣労働者及び介護施設・事業所等を選定し、それぞれに紹介する。（介護施設・事業所等は、紹介された派遣労働者との事前面接や履歴書の送付を求めることができる。）

イ 派遣会社は、派遣労働者及び派遣先介護施設・事業所等の合意を得て、派遣決定する。

(5) 派遣労働者との雇用契約、派遣先介護施設・事業所等との労働者派遣契約の締結

ア 派遣会社は、派遣が決定した者について、順次、派遣労働者との間で雇用契約、派遣先介護施設・事業所等との間で労働者派遣契約を締結する。

イ 派遣会社は、派遣先介護施設・事業所等から派遣料金の支払いは求めないこととする。

(6) 派遣（労務管理、給与等支払等）

ア 派遣会社は、派遣労働者を派遣先介護施設・事業所等へ派遣する。

イ 派遣会社は、派遣労働者に、雇用（派遣）期間中、給与を支給する。

ウ 派遣期間は、

派遣日数＝派遣先介護施設・事業所等の研修計画書の研修時間×4÷8H

の範囲内で、原則 6 か月とする。ただし、1 回の更新可能。

10 派遣労働者の勤務条件

- (1) 1 週当たりの勤務日は、派遣先介護施設・事業所等の勤務体制に合わせて決定する。
- (2) 1 日の勤務時間・休憩時間は、原則として、派遣先介護施設・事業所等の日勤の勤務時間(原則 8 時間)に合わせて決定する。

11 派遣労働者の給与等

- (1) 給与は月払いとし、支給額は 1 日当たり 10,030 円(税・保険料込)とする。
- (2) 通勤手当は、支給する。

12 留意事項

(1) 派遣会社

- ア 関係法令を遵守すること。特に労働者派遣法の遵守に留意すること。
- イ 派遣労働者の雇用に当たっては、社会保険、雇用保険等への加入を行うこと。
- ウ 派遣労働者受入に伴う事務等に関して、派遣先介護施設・事業所等への助言に努めること。

(2) 派遣先介護施設・事業所等

- ア あらかじめ研修計画書を受託派遣会社に提出し、その履行に努めること。
- イ 労働者派遣法に規定する派遣先責任者の選任、派遣先台帳の作成を行うこと。
- ウ 派遣労働者に対して、職場内福利厚生施設を利用させること。

補則

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は委託業務仕様書に定める。

高齢者福祉施設スプリンクラー等整備事業について

別紙 3

経緯

平成18年1月に発生した認知症高齢者グループホームの火災をきっかけに、小規模の福祉施設における防火管理体制等が見直され、平成19年に消防法施行令が改正された。（施行日：21年4月1日）

具体的な改正内容

施設基準の見直し

スプリンクラーの設置が必要な施設面積 (延べ床面積)	改正前	改正後
	1,000㎡以上	275㎡以上

(参考) 自力避難困難者

火災発生時にその危険性を認識できず、または危険性を認識できたとしても自力で避難する能力に著しく乏しいことが明らかである者。

→ 要介護度3以上の者／乳幼児／障害程度区分4以上の障害者

対象施設の見直し

改正に伴いスプリンクラー設置が義務づけられた自力避難困難者入所施設（高齢者関連）	特別養護老人ホーム
	介護老人保健施設
	認知症高齢者グループホーム
	養護老人ホーム
	有料老人ホーム
	老人短期入所施設

県補助金で対応

補助金概要

補助金名：福岡県介護基盤緊急整備補助金（仮称）

補助単価：1,000㎡以上の平屋建て－17,000円/㎡
275㎡～1,000㎡以下－9,000円/㎡

対象施設：大規模（定員30人以上）の特別養護老人ホーム
大規模（定員30人以上）の介護老人保健施設
養護老人ホーム
老人短期入所施設（併設を含む）
有料老人ホーム（主に要介護状態にあるものを入所させる者）
小規模多機能型居宅介護事業所

その他留意点

- ・既存施設であって、スプリンクラー未設置の施設が対象
- ・左記以外施設（小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームについては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（国交付金）で対応
- ・平成23年度までの時限措置

消防法施行令において、既存の施設については平成23年度末まで経過措置が認められているため

既存施設の sprinkler 整備特別対策事業について(県直接執行事業分)

手続きの流れ

対象となる施設
(補助金申請者)

・大規模(定員30人以上)の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設、養護老人ホーム、老人施設短期入所施設、有料老人ホーム(主として要介護状態にあるものを入居させるもの)を運営しており、sprinkler が未設置かつ補助金の活用を希望する者は、県高齢者支援課に協議書を提出する。

県

全ての協議書を取りまとめ、審査のうえ採択。採択の結果(内示)については、直接補助金申請者に通知し、市町村にも連絡する。

対象となる施設
(補助金申請者)

・交付要綱に従い、交付申請書等必要な書類を、県高齢者支援課へ提出する。
・sprinkler 整備の実施
なお、内示前に工事請負業者等との契約及び着工することは認められないため、注意すること。

（介 30）
平成 21 年 8 月 6 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三 上 裕 司

平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国の経済危機対策により、介護職員と他の業種との賃金格差を縮め、介護が確固とした雇用の場として成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行う「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」が創設され、介護職員の処遇改善をさらに進めていくこととなりましたが、今般、厚生労働省はそれに関連し、「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」を定め、本年5月29日より適用されることとなり、各都道府県知事宛てに通知が発出されました。

本基金管理運営要領は、①介護職員処遇改善交付金事業、②施設開設準備経費助成特別対策事業及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業（以下、施設開設準備等特別対策事業）の2つの事業から成る「介護職員処遇改善等対策事業」に関する基金運営について示されたものであります。

①介護職員処遇改善交付金事業につきましては、都道府県がその実施要領に基づき、一定の要件を満たした介護事業者を承認し、当該事業者介護職員の賃金改善に充当するための交付金を支給すること等により、その処遇改善を図る事業であり、各サービスごとの交付率につきましては添付資料「別記1」の表1に記載されている通りであります。

②施設開設準備等特別対策事業につきましては、施設の開設時から安定した質の高いサービス提供のための体制整備を支援するため、特別養護老人ホーム等の施設等の開設準備に要する経費等について都道府県等が補助する事業、また、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）について、都道府県等が補助する事業等であり、その交付基礎単価等が、添付資料「別記2」の別添1、2に示されております。つきましては、貴会におかれましても、制度の円滑な施行のため当該制度をご了知いただき、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

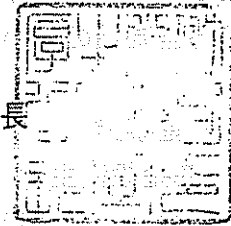
なお、②施設開設準備等特別対策事業において、その運用方法は自治体に任せられているため、それら補助に関しては、各自治体に相談窓口が設置されていますので、ご相談くださいますよう併せてお願い申し上げます。

老発0803第1号
平成21年8月3日



各都道府県知事殿

厚生労働省老健局長



平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金の運営について

標記の交付金の交付については、「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金について」(平成21年7月1日厚生労働省発老0701第20号厚生労働省事務次官通知)の別紙「平成21年度介護職員処遇改善等臨時特例交付金交付要綱」をもって通知したところであるが、当該交付金によって造成された基金の運営については、別紙「介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領」(以下「運営要領」という。)を定め、平成21年5月29日より適用することとしたので通知する。

別紙

介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領

第1 通則

介護職員処遇改善等臨時特例交付金により、都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金事業」という。）及び基金を活用して行われる事業（以下「介護職員処遇改善等対策事業」という。）については、この運営要領の定めるところによる。

第2 基金事業

1 基金設置主体

基金は、都道府県がこれを設置する。

2 基金の設置方法

基金については、次の事項を条例で定める。

① 基金の設置目的

② 基金の額

③ 基金の管理

④ 運用益の処理

⑤ 基金の処分

3 基金事業の実施

(1) 基金の取崩し

都道府県は、介護職員処遇改善等対策事業に必要な経費を、必要に応じて、基金から取り崩し、支出する。

(2) 運用益の処理

都道府県は、基金の運用によって生じた運用益は、条例に定めるところにより、当該基金に繰り入れる。

(3) 助成事業者等からの返還金等の処理

都道府県は、介護職員処遇改善等対策事業の年度終了後、助成事業者等からの返還金等があった場合には、国庫に返還する場合を除き、当該基金に繰り入れる。

(4) 基金事業の中止

都道府県は、基金事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(5) 基金の処分の制限

基金（（2）及び（3）により繰り入れた運用益等を含む。）は、介護職員処遇改善等対策事業を実施する場合を除き、これを取り崩してはならない。

(6) 事業の終了

ア 基金事業の実施期限は、平成23年度末までとする。

ただし、第3の（1）の介護職員処遇改善交付金事業は、平成23年度を越えて精算等を行う必要があることから、平成24年12月末まで延長することができる。

イ また、第3の(2)の施設開設準備経費助成特別対策事業及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業の実施及びその精算を目的として延長する場合においても、平成24年12月末まで延長することができる。

ウ 基金の解散は、原則として精算手続きがすべて完了した上で行う。

なお、基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金事業に係る保有額の保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

エ 介護職員処遇改善等対策事業について、基金の解散後、基金への返還事由が発生したことにより、なお基金の残余额を有することとなった場合には、国庫に返還しなければならない。

(7) 執行状況の公表

都道府県は、毎年度、上半期、下半期及び決算終了時に、別に定めるところにより、基金事業に係る執行状況を、ホームページ等により、対外的に公表しなければならない。

(8) 事業実施状況の報告

都道府県は、毎年度、基金事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

第3 介護職員処遇改善等対策事業

介護職員処遇改善等対策事業は、以下の事業とし、各事業における実施の手続き等については、別記1及び別記2による。

(1) 介護職員処遇改善交付金事業(別記1)

(2) 施設開設準備経費助成特別対策事業及び定期借地権利用による整備促進特別対策事業(別記2)

別紙様式

第 平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成●●年度介護職員処遇改善等臨時特例基金

管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1 資金保管実績

資金の保有区分	年度当初保管額	年度内異動額	年度末保管額
	円	円	円
合計額			

2 基金運用実績

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額		

※ 基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

4 事業実施状況

	項目	事業内容
(1)	ア 介護職員処遇改善交付金事業 (基本事業)	
(1)	イ 介護職員処遇改善交付金事業 (その他事業)	
(2)	ア 施設開設準備経費助成特別対策事業 (基本事業)	
(2)	イ 定期借地権利用による整備促進特別対策事業 (基本事業)	
(2)	ウ (2)のア及びイに係るその他事業	

別記1 別添の「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき、当該都道府県内に所在する一定の要件を満たした介護事業者を承認し、当該介護事業者(以下「対象事業者」という。)に介護職員の賃金改善に充当するための交付金(以下「介護職員処遇改善交付金」という。)を支給すること等により、その処遇改善(賃金、教育・研修体制、職場環境等の改善等)を図る事業とする。

1 目的

本事業は、介護職員について、他の業種との賃金格差を更に縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者への助成等を行い、介護職員の処遇改善を更に進めていくことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 基本事業

都道府県が、別添の「介護職員処遇改善交付金事業実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき、当該都道府県内に所在する一定の要件を満たした介護事業者を承認し、当該介護事業者(以下「対象事業者」という。)に介護職員の賃金改善に充当するための交付金(以下「介護職員処遇改善交付金」という。)を支給すること等により、その処遇改善(賃金、教育・研修体制、職場環境等の改善等)を図る事業とする。

(2) その他事業

都道府県が、基本事業を円滑に施行するための説明会の開催、システム改修、一部事務の委託などを実施することにより、基本事業を推進するための事業とする。

3 実施主体

実施主体は都道府県とする。ただし、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が介護報酬の審査及び支払いの事務の委託を受けている場合には、当該国保連に介護職員処遇改善交付金の支払いに関連する事務を委託することができる。

4 補助率

定額(10/10)である。

5 補助額(事業経費) 額(10/10)である。

(1) 基本事業

年度内に支払う交付金の額は、一の対象事業者につき、介護報酬総額(介護サービスの総単位数に、地域区分に応じた単価を乗じた額(緊急時施設療養費、特別療養費及び特定診療費を含む。))をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む(平成21年9月サービス分以前の過誤調整分は含まない。以下同じ。))に、表1のサービス区分ごとに定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときには、切り捨てとする。)。変更年度は、変更年度の前年度に支払われた報酬額(1円未満の端数が生じたときには、切り捨てとする。))をいう。ただし、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間において実

際に賃金の改善（法定福利費の事業主負担等を含む。）に充てられた経費の実支出額が交付金受給総額を下回る場合には、その差額について対象事業者に返還を命じ、基金に繰り入れなければならない（ただし、既に基金が解散している場合にあっては、国庫へ返還すること。）

※ 処遇改善に係る経費であっても、賃金の改善（法定福利費の事業主負担等を含む。）以外の費用については認めない。

（２）その他事業

都道府県知事が必要と認めた額

6 事業の対象経費

（１）基本事業

5の（１）により算出された平成21年10月から平成24年3月までの介護サービス提供分に係る介護職員処遇改善交付金の額の経費

（２）その他事業

基本事業を円滑に実施するために有効な経費であって、賃金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

7 事業の中止

都道府県は、事業を中止又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

8 事業の終了

（１）基本事業

基本事業は、平成24年3月サービス提供分までを対象としており、介護報酬の月遅れ請求への対応等を考慮し、平成24年7月末までとする。

（２）その他事業

その他事業は、基本事業の終了後、その決算に係る業務（対象事業者からの実績報告の処理等）を実施するために必要な経費を支出するため、平成24年11月末までとする。

9 事業実施状況の報告

都道府県は、毎年度、事業完了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

10 事業実施の条件

（１）都道府県は、別添の実施要領に基づいた事業を実施しなければならない。

（２）都道府県は、事業の内容及び事業間の経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）

する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

- (3) 都道府県は、事業を中止又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 都道府県は、事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 都道府県は、事業に係る経理と他の経理は区分しなければならない。
- (6) 都道府県は、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 都道府県は、事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 都道府県が厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (9) 都道府県は、事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (10) 都道府県は、事業の終了後においても、助成事業者等からの返還が生じた場合には、これを基金に繰り入れなければならない(ただし、既に基金が解散している場合にあっては、国庫へ返還すること)。

11 事業の実施

(1) 基本事業

ア 介護事業者への説明

都道府県は、介護職員処遇改善交付金(以下11において「交付金」という。)を受けようとする介護事業者に対して、別添の実施要領その他必要な事項について、十分な説明を行うこと。

イ 審査及び承認

都道府県は、介護事業者からの申請内容を審査し、当該事業者が交付金の支給要件に合致する場合には、申請を行った介護事業者に対して、承認した旨の通知及び支給の決定を行うこととする。なお、承認の有効期間は年度を単位とする。

ウ 交付金の支払い

都道府県は、対象事業者に対して、毎月、当該対象事業者の各月の介護報酬総額に、表1のサービス区分ごとに定める交付率を乗じて算出して得た額(1円未満の端数が生じたときには、切り捨てとする。)を支払う。

なお、交付金の支払いに関連する事務については、国保連等に委託することができるものとし、複数の事業所又は事業者単位等で交付金の支給決定をしている場合であっても、事業所単位ごとに支払い通知を送付することとする。

エ 交付金の支給停止等

都道府県は、対象事業者が次の各号に該当する場合には、既に支給された一部若しくは全部の交付金の返還を命じること又は期間を定めて交付金の支給停止を行うことができる。

- 一 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合
- 二 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合

オ 過誤調整等

都道府県は、対象事業者へ交付金を支払った後、交付金の額に過誤等が生じた場合には、既に支給された一部若しくは全部の交付金の返還を命じ又は未支給額の追加交付を行わなければならない。その場合、都道府県は、翌月以降の交付金において過誤調整を行うことができる。

カ 実績報告による返還

都道府県は、対象事業者からの実績報告に基づき、あらかじめ定められた賃金改善実施期間において、実際に賃金改善に要した経費が交付金受給総額を下回る場合には、対象事業者に対してその差額の返還を求め、基金に繰り入れなければならない（ただし、既に基金が解散している場合にあっては、国庫へ返還すること。）。

(2) その他事業

ア 説明会の開催

介護職員処遇改善交付金事業の推進に当たっては、介護事業者に、その目的及び趣旨を正確に理解してもらうことが、不可欠であることから、都道府県は、少なくとも事業開始前及びキャリアパス要件の導入前（平成21年度末）には、介護事業者に対する説明会を実施すること。

イ 計画書等の審査及び交付金の支払い等の円滑化

交付金の対象となる介護事業者数は相当な数となり、その計画書等の審査及び交付金の支払いについても膨大な事務量の発生が見込まれる。

したがって、都道府県は、必要に応じて

- ① 臨時職員等の雇い上げ、
- ② 交付金の支払いに関連する事務の国保連等への委託
- ③ 既存システムを活用した交付金の支払いのためのシステム改修等を行い、

基本事業を円滑に施行するために必要な措置を講じる。

ウ 国保連等への委託

都道府県は、国保連等への交付金の支払いに関連する事務の委託について、別に定める契約書例を参考に、委託契約を締結する。

表 1 交付金対象サービス

サービス区分	交付率
・（介護予防）訪問介護 ・夜間対応型訪問介護	4. 0 %
・（介護予防）訪問入浴介護	1. 8 %
・（介護予防）通所介護	1. 9 %
・（介護予防）通所リハビリテーション	1. 7 %
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	3. 0 %
・（介護予防）認知症対応型通所介護	2. 9 %
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護	4. 2 %
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	3. 9 %
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・（介護予防）短期入所生活介護	2. 5 %
・介護保健施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	1. 5 %
・介護療養施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））	1. 1 %

表 2 交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）福祉用具貸与 ・特定（介護予防）福祉用具販売 ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	0 %

別紙様式

平成●●年度介護職員処遇改善交付金（基本事業）の実施状況

【対象期間：平成●●年●●月～●●月】（交付金支給月ベース）

(1) 承認件数等

承認件数	事業所数	備考

注1 承認件数は、都道府県が承認（支給決定）した事業者の件数

注2 事業所数は、都道府県が承認（支給決定）した件数に係る事業所数

(2) 予算執行状況

① 全体

交付額	返還予定額 (基金繰り入れ等予定額)	実交付額	備考

注1 交付額は、都道府県から事業者に対して支払われた額（＝事業者から提出された介護職員処遇改善実績報告書の①「平成●●年度分交付金受給総額」）の合計額を記載すること。

注2 返還予定額（基金繰り入れ等予定額）は、事業者より返還される額の合計額（事業者から提出された介護職員処遇改善実績報告書の⑩「交付金余剰額」）の合計額を記載すること。

注3 実交付額は、交付額と返還予定額の差額の合計額を記載すること。

② サービス別

サービス種類	件数	交付額	備考
訪問介護			
訪問入浴介護			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護（老健）			
短期入所療養介護（病院等）			
特定施設入居者生活介護			
夜間対応型訪問介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			

地域密着型介護老人福祉施設サービス			
介護福祉施設サービス			
介護保健施設サービス			
介護療養施設サービス			
介護予防訪問介護			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防通所介護			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護（老健）			
介護予防短期入所療養介護（病院等）			
介護予防特定施設入居者生活介護			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
合 計			

注1 件数及び支出額は、国保連から送付される介護職員処遇改善交付金払込請求書内訳書等に基づき記載すること。また、サービスごとの交付額の合計額は、①の交付額と一致すること。

注2 国保連等に介護報酬の支払いの委託を行っていない事業者等への交付金の支払いに関する件数及び支出額については、備考欄に再掲として記載すること。

(別添)

介護職員処遇改善交付金事業実施要領

1 通則

介護職員処遇改善交付金事業（以下「交付金事業」という。）は、当該都道府県に所在する支給要件を満たした介護事業者を承認し、承認された事業者（以下「対象事業者」という。）に対して、介護職員（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）等に規定する訪問介護員等（サービス提供責任者含む。）、介護職員（介護職員とみなして差し支えないこととされている者を含む。）、（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者（「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）第63条第4項の者及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）第44条第4項の者を除く。）及び指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者をいう。以下同じ。）の賃金改善に充当するための交付金（以下「交付金」という。）を支給すること等により、介護職員の処遇改善を図る。

2 交付金の仕組みと事業年度

一 交付金の仕組み

介護職員処遇改善交付金は、介護サービス提供に係る介護報酬に一定の率を乗じて得た額を、毎月の介護報酬と併せて交付し、事業年度ごとに事業者が提出する実績報告に基づき、余剰金が発生した場合には、その額を返還することとしている。

二 事業年度

交付金事業の年度区分は、当該年の4月から翌年の3月支払い分まで（12か月間）とし、その交付金の額の根拠となる介護サービスは、原則として、当該年の2月から翌年1月までに提供された介護サービスとなる。

ただし、平成21年度及び平成24年度については、交付金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。

（平成21年度の場合）

平成21年12月から平成22年3月の交付金支払い分まで（4か月間）

（原則として、平成21年10月から平成22年1月までに提供された介護サービス分）

（平成24年度の場合）

平成24年4月から5月の交付金支払い分まで（2か月間）

（原則として、平成24年2月から3月に提供された介護サービス分）

※ ただし、平成24年度については、介護報酬の月遅れ請求があった場合、当該請求に係る交付金の支給を最大2か月間対応することとし、平成24年6月

及び7月の交付金支払い分も含めることとする。

3 交付金の支給要件

交付金を受けようとする事業者は、以下の支給要件を満たさなければならない。

一 平成21年10月から平成24年3月までの間、別紙1の表1に掲げる介護サ

ービスを提供する見込みがある。

二 4に定める計算式により算出された交付金見込額を上回る賃金改善（平成20年10月から翌年3月までの期間における介護職員の賃金（退職手当を除く。以下同じ。）に対する改善をいう。以下同じ。）が見込まれた計画を策定している。

三 賃金改善の実施期間及び方法等並びに賃金改善以外の処遇改善の内容を記載した別紙様式2の介護職員処遇改善計画書を作成し、事業者の職員に対して当該計画書の内容についての周知を行った上で、都道府県あて提出している。

四 交付金の対象事業者としての申請日の属する月の初日から起算して過去一年間（申請日が平成22年7月31日以前である場合については平成21年8月3日から申請日までの間）に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法等（以下「労働基準法等」という。）の違反により罰金刑以上の刑に処せられていないこと。

五 労働保険に加入している。

※ 平成22年度以降の助成にあたっては、必須要件に加えて、平成21年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善事項について定量的な要件を課すこと（例：勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと等）のほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は、交付金の額を減額することを予定している。

4 交付金見込額の計算

交付金見込額については、次の計算による。合算する場合は助成対象の金で介護報酬総額（※1）×交付率（※2）（一元未満の端数切り捨て）

※1 介護報酬総額（介護サービスの総単位数に、地域区分に応じた単価を乗じた額（緊急時施設療養費、特別療養費及び特定診療費を含む。）をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（平成21年9月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）以下同じ。）は、当該事業年度における交付金の交付額の根拠となる介護サービスの提供に係る見込額の総額を用いる。

※2 交付率については、別紙1の表1に定める率を用いる。
(補足事項)

※1については、過去の実績や事業計画等を勘案し、事業の実態に沿った見込み数を用いること。

交付金見込額は、都道府県ごとに計算するものとし、別紙様式2の介護職員処遇改善計画書を複数の介護サービスを提供する事業所において一括作成する場合の交

付金見込額の計算については、別紙1の表1に定めるサービス区分ごとに行い、それぞれのサービスごとに算出された額（1円未満の端数切り捨て）を合算すること。

5 交付金の額
事業年度内に支払われる交付金の額は一の額とする。

ただし、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間（8の一のエの「賃金改善実施期間」をいう。以下同じ。）における二の額が交付金の受給総額を下回る場合には、その差額について返還を要するものとする。

一 事業者の申請に係る介護報酬総額に、別紙1のサービス区分ごとに定める交付金率を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）

二 実際に介護職員の賃金改善に充てられた経費（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額及び交付金を原資として他都道府県の事業所又は施設（以下「事業所等」という。）（同一法人の事業所等に限る。）の介護職員の賃金改善に充当した額を含み、他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）が交付を受けた交付金を原資として介護職員の賃金改善に充当した額を含まない。）の実支出額の合計額

6 対象事業者の責務

対象事業者は、次の事項を遵守する責務を有する。

一 交付金を介護職員の賃金改善に要する費用（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）以外の費用に充ててはならない。

二 交付金の趣旨に鑑み、交付金により賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与等が、当該要因により、変動した場合についてはこの限りでない。

三 各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出し、あらかじめ定められた賃金改善実施期間における5の二の額が交付金の受給総額を下回る場合には、都道府県に対してその差額を返還しなければならない。

四 この交付金に係る支出と実際に介護職員の賃金改善に充てたことがわかる書類を作成し、これを実績報告後、5年間保管しなければならない。

五 労働基準法等を遵守しなければならない。

7 交付金の支給停止等

都道府県は、対象事業者が次の各号に該当する場合には、既に支給された一部若しくは全部の交付金の返還を命じること又は期間を定めて交付金の支給停止を行うことができる。

一 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合

二 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合

8 介護職員処遇改善計画書の作成

交付金を受けようとする事業者は、次の各号の記載事項等を含んだ別紙様式2の介護職員処遇改善計画書を作成し、その他必要な書類（労働基準法第89条に規定される就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則とは別に個別作成している場合は、それらの規程も含む。以下同じ。）、労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）（以下「計画書添付書類」という。）を添付する。

一 賃金改善の方法

ア 交付金見込額 事業年度の1月1日現在、事業主が支払うべき賃金（労働基準法第4条により算定された額（平均賃金）等）は、次のとおりである。

イ 賃金改善見込額

各事業者において賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込み額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額でありアの額を上回る額とする。

ウ 賃金改善を行う給与の項目 事業主が支払うべき給与の項目の種類（基本給、手当、増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等を記載する。

エ 交付金による賃金改善実施期間

賃金改善実施期間は、事業者の選択により定めるものとし、当該年2月から翌年4月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の連続する期間（その始期は交付の根拠となる介護サービス提供月以降であり、その終期は、事業年度における最終交付金の支払い月の翌月とする。）とする。

また、当該期間が事業年度間で重複してはならない。

なお、平成21年度及び平成24年度については、交付金支給の始期及び終期が異なるため、以下のとおりとなる。

（平成21年度） 事業主が支払うべき賃金（労働基準法第4条により算定された額（平均賃金）等）は、次のとおりである。

事業者の選択により、平成21年10月から平成22年4月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の連続する期間とする。

（平成24年度）

事業者の選択により、平成24年2月から6月までの間で、交付金支給月数と同じ月数の期間とする。

オ 賃金改善を行う方法 事業主が支払うべき賃金（労働基準法第4条により算定された額（平均賃金）等）は、次のとおりである。

賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載すること。

二 賃金改善以外の処遇改善事項 事業主が支払うべき賃金（労働基準法第4条により算定された額（平均賃金）等）は、次のとおりである。

平成21年4月の介護報酬改定を踏まえて実施した（実施予定を含む。）処遇改善（賃金改善を除く。）について記載すること。

※ 介護職員処遇改善計画書の作成は、必ずしも事業所等ごとの作成ではなく、事業者（法人）が一括で作成しても差し支えない。また、同一の就業規則により運営されている地域・サービス等ごとの作成も可能とする。さらに、都道府県をまたがる事業者（法人）についても、一貫した処遇改善を可能とするため事業者単

位での作成となるが、交付額の算定等を行うため、これらに関連した記載事項については、都道府県単位での記載が必要となる。

なお、複数の事業所の介護職員処遇改善計画書を一括して作成する場合には、当該計画書に記載された計画の対象となる事業所等の一覧表を作成し、当該計画書に添付しなければならない。

9 交付金の対象事業者としての承認申請

交付金を受けようとする事業者は、別紙様式3の承認申請書に、介護職員処遇改善計画書及び計画書添付書類（以下「計画書等」という。）を添えて、事業所等ごとに承認申請を行う。

ただし、介護職員処遇改善計画書の内容が複数の事業所等にまたがる場合や事業者単位である場合など、事業所等ごとの申請が実態にそぐわないときには、別紙様式4の承認申請書により、一括して取り扱っても差し支えない。

また、申請は事業年度ごとに受け付けるものとし、承認を得られなかった事業者は、同一事業年度内に再度申請することも可能とする。

10 変更の届出

対象事業者は、承認申請時に提出した申請書及び計画書等に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の各号に定める事項を記載した変更の届出を行う。

一 会社法による吸収合併、新設合併等による介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの交付金の使用実績及び残額並びに承継後の交付金の取扱いに関する内容

二 別紙様式4により申請を行う事業者において、当該申請に関係する事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由による）があった場合は当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別

三 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要

11 交付金の実績報告

対象事業者は、各事業年度における最終の交付金支払いがあった月の翌々月の末日までに、都道府県に対して、以下の事項を含めた別紙様式5の介護職員処遇改善実績報告書を提出することとする。

その際、本事業の目的は、賃金改善の取り組みを行う計画を提出している事業者への交付金の支給であることから、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内であれば、事業年度を超えた賃金改善への交付金の充当であつても問題はない。ただし、その賃金改善額が交付金の受給総額を下回る場合には、5に定めるところにより、事業年度終了後、その余剰金について返還が必要となる。

一 交付金の受給総額

二 交付金による賃金改善実施期間

三 第二号の期間における次の事項

- ア 介護職員常勤換算数の総数
- イ 介護職員に支給した賃金総額
- ウ 介護職員一人当たり賃金月額

四 実施した賃金改善の方法

「基本給を全職員平均で〇〇円改善した」等、具体的に記載する。

五 第四号の実施に要した費用の総額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）

当該金額の記載に当たっては積算内訳を添付する。当該内訳については、6の第四号の書類を添付することで差し支えないものとし、また、計算に当たっては、対象事業者の賃金改善方法等に応じた適切な方法による。

六 他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）の介護職員の賃金改善の原資とした額

七 他都道府県の事業所等（同一法人の事業所等に限る。）が交付を受けた交付金を原資として介護職員の賃金改善の原資として充当した額

八 賃金改善所要額

次の計算式により算出された額

第五号の額＋第六号の額－第七号の額

九 賃金改善に使用しなかった交付金の総額（都道府県への返還額）

当該金額は、第一号の額から第八号の額を減じた額が一円以上の場合に記載すること。

十 介護職員一人当たり賃金改善額（月額平均）

第五号の額を第三号アの数で除して得た額（一円未満切り捨て）を記載する。

12 その他

対象事業者は、上記の他、以下の点に留意すること。

- 一 本交付金は、毎月、介護報酬総額が確定した段階で交付される。
- 二 交付金の算定根拠となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が国保連へ送付した請求情報に基づくこととなる。
- 三 複数の事業所単位又は事業者単位で承認申請を行った場合、複数の事業所単位又は事業者単位での交付額となる。
- 四 実施主体が交付金の支払いを国保連等に委託している場合には、委託先である国保連等から交付金が支払われる。

別紙 1

表 1 交付金対象サービス

サービス区分	交付率
・（介護予防）訪問介護 ・夜間対応型訪問介護	4. 0 %
・（介護予防）訪問入浴介護	1. 8 %
・（介護予防）通所介護	1. 9 %
・（介護予防）通所リハビリテーション	1. 7 %
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	3. 0 %
・（介護予防）認知症対応型通所介護	2. 9 %
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護	4. 2 %
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	3. 9 %
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・（介護予防）短期入所生活介護	2. 5 %
・介護保健施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	1. 5 %
・介護療養施設サービス ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等（老健以外））	1. 1 %

表 2 交付金非対象サービス

サービス区分	交付率
・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）福祉用具貸与 ・特定（介護予防）福祉用具販売 ・（介護予防）居宅療養管理指導 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	0 %

介護職員処遇改善計画書(平成 年度申請用)

事業所等情報

介護保険事業所番号

事業者・開設者	フリガナ 名 称			
主たる事務所の 所在地	〒	都：道		
	電話番号		FAX番号	
事業所等の名称	フリガナ 名 称		提供する サービス	
事業所の所在地	〒	都：道		
	電話番号		FAX番号	

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	平成 年度交付金見込額(総額)		円
②	賃金改善所要見込額(総額)(ア+イ+ウ)		円
	ア 賃金改善に要する見込額(総額)		円
	イ 他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額		円
	ウ アのうち他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善する見込額		円
※②については法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むものとする。 ※②のイ又はウについて該当がある場合は、別紙様式2(添付資料2)を添付すること。			
賃金改善の方法について			
③	賃金改善を行う給与項目	基本給、[] 手当、[] 手当、[] 手当、賞与(一時金) その他()	
④	交付金による賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月	
※ ④については平成21年度は平成21年10月~平成22年4月まで、平成22・23年度は当該年度の2月~翌年4月まで、平成24年度については平成24年2月~6月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は交付金の対象月数を越えてならない。			
⑤	賃金改善を行う方法(一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない。)		
(任意記載事項)平成20年10月~平成21年3月までの状況について記載されたい。			
⑥	介護職員賃金総額 (月額平均)	円	
⑦	一人当たり介護職員 賃金額(月額平均)		円

(2) 賃金改善以外の処遇改善について

平成21年4月以降に実施した(又は実施予定の)事項について必ず1つ以上に○をつけること。	
処遇全般	賃金体系等の人事制度の整備 ・ 非正規職員から正規職員への転換 ・ 短時間正規職員制度の導入 昇給又は昇格等の要件の明確化 ・ 休暇制度、労働時間等の改善 ・ 職員の増員による業務負担の軽減 その他()
教育・研修	人材育成環境の整備 ・ 資格取得、能力向上のための措置 能力向上が認められた職員への処遇、配置の反映 その他()
職場環境	出産、子育て支援の強化 ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成 ・ 介護補助器具等の購入、整備等 健康診断、腰痛対策、こころの健康等の健康管理面の強化 ・ 職員休憩室、喫煙スペース等の整備 労働安全衛生対策の充実 ・ 業務省力化対策 その他()
その他	

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)
(代表者名)

印

介護職員処遇改善計画書(都道府県内事業所等一覧表)

[illegible]

介護職員処遇改善計画書(都道府県状況一覧表)

法 人 名		
都道府県	他都道府県事業所の介護職員の賃金改善の原資として充当する見込額 (別紙様式2の(1)②イに相当する額を記載すること。)	他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善する見込額 (別紙様式2の(1)②ウに相当する額を記載すること。)
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県	円	円
宮城県	円	円
秋田県	円	円
山形県	円	円
福島県	円	円
茨城県	円	円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	円	円
千葉県	円	円
東京都	円	円
神奈川県	円	円
新潟県	円	円
富山県	円	円
石川県	円	円
福井県	円	円
山梨県	円	円
長野県	円	円
岐阜県	円	円
静岡県	円	円
愛知県	円	円
三重県	円	円
滋賀県	円	円
京都府	円	円
大阪府	円	円
兵庫県	円	円
奈良県	円	円
和歌山県	円	円
鳥取県	円	円
島根県	円	円
岡山県	円	円
広島県	円	円
山口県	円	円
徳島県	円	円
香川県	円	円
愛媛県	円	円
高知県	円	円
福岡県	円	円
佐賀県	円	円
長崎県	円	円
熊本県	円	円
大分県	円	円
宮崎県	円	円
鹿児島県	円	円
沖縄県	円	円
全国計	円	円

平成●年●月●日

都道府県知事 ●● ●● 殿

(法人名)

(代表者)

印

平成●●年度介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書
(兼介護職員処遇改善交付金の支給決定の申請書)

介護サービス事業所「●●●●●」(介護保険事業所番号)(サービス名)に係る介護職員処遇改善交付金の対象事業者としての承認(兼介護職員処遇改善交付金の支給決定)がなされるよう、別添のとおり、介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて申請する。

(添付書類)

- ・ 介護職員処遇改善計画書(別紙様式2)
- ・ その他必要な書類(就業規則、給与規程、労働保険関係成立届等の納入証明書等)

※ なお、介護職員処遇改善交付金事業実施要領の趣旨を理解し、以下の留意事項について、同意することを念のため申し添えます。

(留意事項)

- ・ 本交付金は、毎月、介護報酬請求をもって、介護報酬総額が確定した段階で交付されるが、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内に実際に賃金改善を行った額と交付額を比較し、交付額が上回った場合には、その余剰金を返還することとなる。
- ・ 交付金の算定根拠となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が国民健康保険団体連合会へ送付した請求情報に基づくものである。
- ・ 都道府県が国民健康保険団体連合会等へ交付金の支払いを委託している場合には、委託先から交付金が支払われるものである。

平成●●年●月●日

都道府県知事 ●● ●● 殿

(法人名)

(代表者)

印

平成●●年度介護職員処遇改善交付金対象事業者承認申請書
(兼介護職員処遇改善交付金の支給決定の申請書)

別表の介護サービス事業所に係る介護職員処遇改善交付金の対象事業者としての承認（兼介護職員処遇改善交付金の支給決定）がなされるよう、別添のとおり、介護職員処遇改善計画書その他必要な書類を添えて申請する。

(添付書類)

- ・ 介護職員処遇改善計画書（別紙様式 2）
- ・ その他必要な書類（就業規則、給与規程、労働保険関係成立届等の納入証明書等）

※ なお、介護職員処遇改善交付金事業実施要領の趣旨を理解し、以下の留意事項について、同意することを念のため申し添えます。

(留意事項)

- ・ 本交付金は、毎月、介護報酬請求をもって、介護報酬総額が確定した段階で概算交付されるが、事業年度終了後、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内に実際に賃金改善を行った額と交付額を比較し、交付額が上回った場合には、その余剰金を返還することとなる。
- ・ 交付金の算定根拠となる毎月の介護報酬総額は、交付金対象事業者が国民健康保険団体連合会へ送付した請求情報に基づくものである。
- ・ 複数の事業所単位又は事業者単位で承認申請を行った場合、複数の事業所単位又は事業者単位での交付額となる。
- ・ 都道府県が国民健康保険団体連合会等へ交付金の支払いを委託している場合には、委託先から交付金が支払われるものである。

介護職員処遇改善実績報告書(平成 年度)

都道府県知事

殿

①	平成 年度分交付金受給総額	平成 年 月 日
②	交付金による賃金改善実施期間	平成 年 月 ～ 平成 年 月
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	
④	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総数)	円
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及びその金額等について 具体的に記載すること)	
⑦	⑥に要した費用の総額(法定福利費等を含む)	
⑧	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善 の原資として充当した額	
⑨	⑦のうち、他都道府県の事業所等が交付 を受けた交付金を原資として改善した額	
⑩	賃金改善所要額(⑦+⑧-⑨)	
⑪	交付金余剰額(返還額)(①-⑩)	
⑫	介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)	

※ ①については、別紙様式 5 (添付書類 1) により内訳を添付すること。

※ ⑦については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)

※ ⑧又は⑨について該当がある場合は、別紙様式 5 (添付資料 2) を添付すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名)

(代表者名)

(印)

印

介護職員処遇改善実績報告書(都道府県内事業所等一覧表)

[illegible]

介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法 人 名		
都道府県	他都道府県の事業所等の介護職員の賃金改善の原資として充当した額 (別紙様式 5 の④に相当する額を記載すること)	他都道府県の事業所等が交付を受けた交付金を原資として改善した額 (別紙様式 5 の⑤に相当する額を記載すること)
北海道	円	円
青森県	円	円
岩手県	円	円
宮城県	円	円
秋田県	円	円
山形県	円	円
福島県	円	円
茨城県	円	円
栃木県	円	円
群馬県	円	円
埼玉県	円	円
千葉県	円	円
東京都	円	円
神奈川県	円	円
新潟県	円	円
富山県	円	円
石川県	円	円
福井県	円	円
山梨県	円	円
長野県	円	円
岐阜県	円	円
静岡県	円	円
愛知県	円	円
三重県	円	円
滋賀県	円	円
京都府	円	円
大阪府	円	円
兵庫県	円	円
奈良県	円	円
和歌山県	円	円
鳥取県	円	円
島根県	円	円
岡山県	円	円
広島県	円	円
山口県	円	円
徳島県	円	円
香川県	円	円
愛媛県	円	円
高知県	円	円
福岡県	円	円
佐賀県	円	円
長崎県	円	円
熊本県	円	円
大分県	円	円
宮崎県	円	円
鹿児島県	円	円
沖縄県	円	円
全国計	円	円

※ 本様式の作成にあたっては、積算の根拠となる書類を添付すること。

別記2

施設開設準備経費助成特別対策事業及び定期借地権利用による 整備促進特別対策事業

1 特別対策事業

特別対策事業とは、都道府県に設置された基金を財源の全部又は一部として実施される次の事業（以下「施設開設準備等特別対策事業」という。）をいう。

(1) 施設開設準備経費助成特別対策事業（基本事業）

施設開設準備経費助成特別対策事業は、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援するため、特別養護老人ホーム等を設置する民間事業者に対し、当該施設等の開設準備に必要となる職員訓練期間中の雇上げや地域に対する施設説明会等の開催に要する経費等について都道府県が補助する事業及び都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が補助する事業、並びに都道府県が設置する施設等の開設準備に要する経費に基金を財源の全部又は一部として充てる事業及び市町村が設置した特別養護老人ホーム等の施設等の開設準備に要する経費に都道府県が補助する事業をいう。

(2) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業（基本事業）

定期借地権利用による整備促進特別対策事業とは、施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）について、都道府県が補助する事業及び都道府県から交付された補助金を財源の全部又は一部として市町村が民間事業者に補助する事業をいう。

(3) (1) 及び (2) に係るその他事業

都道府県が、基本事業を円滑に施行するための説明会の開催等を実施することにより、基本事業を推進するための事業をいう。

2 施設開設準備等特別対策事業の実施

(1) 施設開設準備等特別対策事業の実施主体

施設開設準備等特別対策事業の実施主体は、都道府県及び市町村とする。

(2) 施設開設準備等特別対策事業の対象除外

次に掲げる場合は、対象としない。

ア 施設開設準備経費助成特別対策事業

- (ア) 平成20年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業である場合
- (イ) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与に充てる場合

イ 定期借地権利用による整備促進特別対策事業

- (ア) 保証金として授受される一時金である場合
- (イ) 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金である場合
- (ウ) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合
- ウ 他の国庫負担（補助）制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業である場合

(2) 市町村が行う施設開設準備等特別対策事業に係る補助金の交付申請等

- ア 市町村は、施設開設準備等特別対策事業を実施しようとする場合は、都道府県知事が定める様式により、施設開設準備等特別対策事業に係る補助金の交付申請を都道府県知事に提出しなければならない。
- イ 都道府県は、市町村から施設開設準備等特別対策事業に係る補助金の交付申請を受けた場合には、当該申請内容がこの運営要領に定める事項と照らして適正であるか審査を行い、適正と認められた場合に限り、当該市町村に対し補助金の交付を行うものとする。
- ウ 都道府県は、イの交付決定に基づき基金を取り崩し、これを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し補助金を交付するものとする。

(3) 施設開設準備等特別対策事業の中止

- ア 都道府県は、施設開設準備等特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- イ 市町村は、施設開設準備等特別対策事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度、施設開設準備等特別対策事業に係る決算終了後速やかに、別紙様式により事業実施状況報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

また、市町村は、都道府県知事が定める様式により、施設開設準備等特別対策事業の事業実施状況報告を都道府県知事に提出しなければならない。

3 施設開設準備等特別対策事業を実施する場合の条件

- (1) 施設開設準備等特別対策事業の実施に当たっては、この運営要領に定める内容により

行わなければならない。

- (2) 都道府県は、施設開設準備等特別対策事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、施設開設準備等特別対策事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を施設開設準備等特別対策事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (3) 都道府県が、施設開設準備等特別対策事業を実施（以下「都道府県実施事業」という。）する場合には、都道府県に対し次の条件が付されるものとする。

ア 補助対象事業（1に規定する事業）に使用しなければならない。

イ 事業の内容及び事業間の経費の配分を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 都道府県実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けずに、この特別対策事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

エ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 都道府県実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、都道府県実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

カ 都道府県がアからオにより付した条件に違反した場合には、都道府県が支出した金額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (4) 都道府県が、民間事業者が実施する事業（以下「都道府県補助対象事業」という。）に対してこの基金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、都道府県補助対象事業を実施する者（以下「都道府県補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

ア 都道府県補助対象事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、施設開設準備経費助成特別対策事業と定期借地権利用による整備促進特別対策事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

イ 都道府県補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 都道府県補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

い。

エ 都道府県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで都道府県知事の承認を受けず、この都道府県補助対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

カ 都道府県補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、都道府県補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 都道府県補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、都道府県知事が定める様式により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、都道府県補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

ク 都道府県補助対象事業者は、都道府県補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を都道府県補助対象事業の完了の日（都道府県補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ケ 都道府県補助対象事業者が都道府県補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 都道府県補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

サ 都道府県補助対象事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である都道府県補助対象事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

なお、土地所有者より返還があった場合には、都道府県知事へ報告しなければな

らない。

また、都道府県知事に報告があった場合は、返還額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

シ 都道府県補助対象事業者がアからサにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(5) 都道府県が、市町村が実施する施設開設準備経費助成特別対策事業（以下「市町村実施事業」という。）に対して、この基金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。

ア 市町村実施事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 市町村実施事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

ウ 市町村実施事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

エ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずに、この市町村実施事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

カ 市町村実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村実施事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 市町村実施事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村実施事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村実施事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ク 市町村がアからキにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(6) 都道府県が、市町村が民間事業者の実施する事業（以下「市町村補助対象事業」という。）に対して補助する事業（以下「市町村補助事業」という。）に、この基金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町村に対し次の条件を付さなければならない。

ア 市町村補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 市町村補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

ウ 市町村補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、市町村補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を市町村補助事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

エ 市町村が、市町村補助対象事業に対して都道府県からの補助金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、市町村は市町村補助対象事業を実施する者（以下「市町村補助対象事業者」という。）に対し次の条件を付さなければならない。

（ア）市町村補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。ただし、施設開設準備経費助成特別対策事業と定期借地権利用による整備促進特別対策事業との間の経費の配分の変更は承認しないものとする。

（イ）市町村補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。

（ウ）市町村補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は市町村補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

（エ）市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに市町村補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（オ）市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

（カ）市町村補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市町村補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（キ）市町村補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、市町村補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

（ク）市町村補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を市町村補助対象事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（ケ）市町村補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

（コ）市町村補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

（サ）市町村補助対象事業者は、定期借地権契約が借地権の存続期間の満了前かつ賃料の前払いとしての一時金充当期間の終了前に解約された場合に土地所有者が一時金のうちの未充当期間相当額を借地権者である市町村補助対象事業者に返還する旨、定期借地権契約書に定めなければならない。

なお、土地所有者より返還があった場合には、市町村長へ報告しなければならない。

また、市町村長に報告があった場合は、返還額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

（シ）市町村補助対象事業者が（ア）から（サ）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

オ エより付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ都道府県知事の承認又は指示を受けなければならない。

カ エの（オ）、（キ）及び（サ）の条件により、市町村補助対象事業者から財産処分による収入、定期借地権契約の解約による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 市町村補助対象事業者がエにより付した条件に違反し、エの（キ）により市町村へ納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

- (7) (4) のオ、キ、サ及びシにより付した条件に基づき都道府県補助対象事業者から納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) (5) のオ及びクにより付した条件に基づき市町村から納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (9) (6) のカ及びキにより付した条件に基づき市町村から納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (10) 施設開設準備等特別対策事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

4 交付額の算定方法

次により算出するものとする。

ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 施設開設準備経費助成特別対策事業（基本事業）

別添1の第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める交付基礎単価に第3欄に定める単位の数に乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) 定期借地権利用による整備促進特別対策事業（基本事業）

別添2の第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める交付基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) (1) 及び (2) に係るその他事業

基本事業を円滑に実施するために必要な賃金、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に係る合計額とする。

5 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行う特別対策事業に係る補助金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の交付要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に当該基金事業及び特別対策事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

施設開設準備経費助成特別対策事業に係る交付基礎単価

1 区分	2 交付基礎単価	3 単位	4 対象経費
1 都道府県実施事業及び市町村実施事業 (1) 広域型施設 ・定員 30 人以上の次の施設 特別養護老人ホーム 老人保健施設 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ----- (2) 小規模福祉施設等 ・定員 29 人以下の次の施設 小規模特別養護老人ホーム 小規模老人保健施設 小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所	600 千円	定員数 ※ 小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
2 都道府県補助対象事業			
1 の (1) の施設			
3 市町村補助対象事業			
1 の (2) の施設等			

定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る交付基準

1 区分	2 交付基準	3 対象経費	4 補助率
1 都道府県補助対象事業 ・特別養護老人ホーム ・老人保健施設 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム	当該施設等を整備する 用地に係る国税局長が 定める路線価の2分の 1	定期借地権設定に際して授受され る一時金であって、借地代の前払い の性格を有するもの（当該一時金の 授受により、定期借地権設定期間中 の全期間又は一部の期間の地代の引 下げが行われていると認められるも の）。	$\frac{1}{2}$
2 市町村補助対象事業 ・小規模特別養護老人ホーム ・小規模老人保健施設 ・小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所			

○ 賃金改善の方法等について

(問1) 厚生労働省の説明資料や報道等において、「15,000円」という金額が出てきているが、15,000円を上回る賃金改善計画を策定しなければ本交付金による助成を受けられないのか。

また、実際の賃金改善額が、賃金改善計画における改善見込額を下回った場合についてはどのような取り扱いとなるのか。

(答)

15,000円については、あくまでも交付率を決定するために用いた指標であり、事業の規模や職員体制によっては、すべての事業者介護職員一人当たり月額15,000円の助成が行われるわけではない。

また、例えば次のような場合においては、結果として実際の賃金改善額が賃金改善計画における改善見込額を下回ることも想定されることから、交付金の受給総額から当該賃金改善にかかった費用の差額を年度ごとに都道府県に返還することで足りるものとする。なお、実績報告時において、当該理由を都道府県に報告することは必ずしも必要としていない。

- ・ 組織における職員構成、介護給付収入の変動等により、計画の実行が困難となった場合。
- ・ 当初の見込み通りに介護職員の増加を図れなかった場合。
- ・ 当初計画を下回る改善について労使の合意が得られた場合。
- ・ その他適当と認められる事由

(問2) 交付金の交付見込額(月額)を上回る賃金改善計画を策定することとされているが、どの程度の水準を上回ればよいのか。

(答)

「上回る」について具体的な数値要件を定めることはないので、適切な設定をされたい。

なお、1年目については、選択的な処遇改善要件として、平成21年度介護報酬改定を踏まえた賃金改善以外の処遇改善事項(例:正規職員への転換、勤務シフトの改善、教育・研修の充実、子育て支援や腰痛対策の実施等)をチェックすることを要件とし、平成22年度以降は、平成21年度介護報酬改定を踏まえた処遇改善について定量的な要件を課すこと(例:勤務シフトの改善や教育・研修の充実を一定額分以上行うこと)のほか、キャリア・パスに関する要件を追加することとしており、これを満たさない場合は減額することを予定している。

(問3) 介護職員の賃金改善見込額について、どのように計算をすればよいのか。

(答)

申請書作成段階における介護職員の賃金水準や、事業の規模等を勘案し、各事業者において見込む賃金改善の金額を推計されたい。なお、実際の賃金改善額については実績報告の段階で確認することとしており、計画の策定時点において当該見込額の積算内訳を求めることはないが、実現可能性のある金額を設定すること。

(問4) 介護給付の収入が処遇改善計画時を大きく上回った結果、実際に支給した交付金の額が当初の賃金改善計画作成時の見込み額を上回ったことにより、交付金による当初の賃金改善計画を上回る額の改善が可能となった場合、当該上回った額への交付金の充当は可能か。

(答)

交付金受給額の範囲内において、介護職員の賃金改善を行う場合、交付金の充当は可能である。

(例) 交付金見込額(月額) 150,000円

交付金受給額(月額) 165,000円(見込額+15,000円)

⇒総額165,000円以上の賃金改善を行った場合、交付金の返還の必要はない。

(問5) 全職員一律に交付金を分配する必要があるのか。例えば、全常勤職員の賃金改善額は同額又は同水準でなければならないのか。

(答)

賃金改善見込額等は処遇改善計画書の作成単位全体の平均で見ることとしており、全職員同額の賃金引き上げは行う必要はない。

(問6) 定期昇給の実施も賃金改善と認められるのか。

(答)

賃金改善の方法は、ベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金等があるが、賃金が改善するのであれば問わない。

(問7) 賃金改善額に含まれる法定福利費等の範囲について。

(答)

賃金改善額には次の額を含むものとする。

- ・法定福利費(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等)における、本交付金による賃金上昇分

- ・に応じた事業主負担増加分
- ・法人事業税における本交付金による賃金上昇分に応じた外形標準課税の付加価値額増加分

また、法定福利費等の計算に当たっては、合理的な方法に基づく概算によることができる。

なお、任意加入とされている制度に係る増加分（例えば、退職手当共済制度等における掛金等）は含まないものとする。

（問 8）賃金改善額には、交付金申請日以前の賃金改善額を含むのか。

（答）

賃金改善額については、原則、平成 20 年度下半期(10～3 月)における介護職員の賃金水準との比較によることとしており、結果的に、申請日以前の改善分であっても、平成 21 年介護報酬改定を踏まえて実施した賃金改善額（例えば、平成 21 年 4 月に実施したベースアップ等）のうち、賃金改善実施期間（問 9 参照）における支給分については、賃金改善額に含むこととなるが、賃金改善実施期間より前の支給分は賃金改善額に含めることはできない。

（問 9）賃金改善実施期間の設定について。

（答）

賃金改善実施期間については、次の条件を満たす期間の中で、事業者が任意に選択することとされている。

- ① 月数は交付金支給月数と同じでなければならない。
- ② 当該年度の概算交付の根拠となるサービス提供の期間の初月から、交付金支給終了月の翌月までの連続する期間でなければならない。
- ③ 各年度において重複してはならない。

（例）平成 21 年度における賃金改善実施期間については下図のようになる。

	H21.10	H21.11	H21.12	H22.1	H22.2	H22.3	H22.4
サービス提供月	←			→			
交付金支給月		←			→		
賃金改善実施期間	←			→			
次の 4 パターンのうち、一つを選択する。		←			→		
			←			→	
				←			→

なお、選択した賃金改善実施期間において、必ずしも毎月賃金改善分の支給を行う必要はない。例えば上記の例において平成 21 年 10 月から平成 22 年 1 月までの期間を賃金改善期間として選択した場合、賃金改善方法については、毎月の基本給等に交付金を充当することだけでなく、平成 22 年 1 月に賞与等で一括支給することも可能である。

(問 10) 対象事業者の責務として、「交付金による賃金改善を行う給与の項目以外の給与の水準を低下させてはならない。」とあるが、業績悪化等により賃金を引き下げざるを得ない場合はどうするのか。

(答)

もともと業績等に応じて変動することとされている給与（賞与等）については、業績悪化等により引き下げ等を行うことを妨げてはいない。

ただし、業績悪化等で、業績等に応じて変動することが想定されない給与を引き下げた場合等については、実施要領の 11 に定めるところによる。

(問 11) 職員への周知はどのように行うのか。

(答)

職員への周知については、介護職員処遇改善計画書を用いることとする。

当該計画書には、交付金見込額と賃金改善見込額及び賃金改善の方法等について、事業所の職員に周知するとともに、できるだけ介護職員 1 人当たりの賃金改善見込み額を盛り込むこととしている。

具体的な周知の方法については、例えば、当該計画書を全事業所に掲示することや全従業者に通知すること等が考えられるが、各法人において適切な方法を選択されたい。また当該計画書に加え、必要な資料を併せて周知することも可能である。

なお、交付金事業の経済危機対策としての趣旨にかんがみ、この交付金について速やかに職員に周知するとともに、処遇改善計画の内容や賃金改善の見込み額についても周知されたい。

○ 対象者等について

(問 12) 介護職員の定義如何。介護職員以外の職種は対象とならないのか。

(答)

指定基準上の訪問介護員等、介護職員、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者（看護師、准看護師として配置されている者を除く。）又は（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護の介護従業者として勤務した者

が対象であり、他の職種のみに従事している者は対象とならない。
介護職員以外の職種の処遇改善については、介護報酬改定等を活用し対応されたい。

(問 13) 病院と併設している介護療養病床の介護職員の取り扱い如何。

(答)

資格や専任・兼任の別、勤務日数等にかかわらず、交付金の対象期間中に、介護療養病床の介護職員として勤務すれば、交付金の対象とすることができる。

(問 14) 介護職員が足りず、看護職員の余剰分を、人員基準の介護職員としている場合でも交付金の対象となるのか。

(答)

人員配置基準を満たした上で、看護職員が、介護業務に従事している場合は、交付金の対象となる。

(問 15) 介護職員が派遣労働者の場合でも交付金の対象となるのか。

(答)

介護職員であれば派遣労働者であっても本交付金の対象とすることは可能であり、派遣元と相談の上、交付金を派遣料金の値上げ分等に充てることは可能である。この場合においては、計画書・実績報告書は、派遣労働者を含めて作成することとする。

(問 16) 外部サービス利用型特定施設における委託サービスの介護職員の取り扱い如何。

(答)

外部サービス利用型の施設の交付金については、委託費の上乗せに充てても良い。その場合は、委託元の計画書・実績報告書において、委託費の上乗せに充てたことを明示するとともに、委託先の事業所は、委託元から支払われた上乗せ分を含めた計画書・実績報告書を作成すること。

(問 17) 基準該当サービス事業所は、本交付金の支給対象となりうるのか。

(答)

基準該当サービス事業所については、各都道府県の実情に応じて、交付金の対象とすることができる。

対象とされた場合には、指定介護サービス事業所と同様に、処遇改善計画

を作成の上、交付金対象事業所の承認の申請を行う。

なお、基準該当サービス事業所への交付金の支払いは、通常の介護サービスの費用の支払いに準じ、国保連等から支払われることとなる。

(問 18) 新規指定の事業者は、本交付金を受けられないのか。

(答)

新規指定事業者についても、本交付金の助成対象である。この場合において、処遇改善計画書における賃金改善額については、賃金のうち交付金を充当する部分を明確にすることとする。方法については、就業規則等に明記する、雇用契約書に記載する等が考えられる。

(問 19) 新規に増員した介護職員の賃金改善額については、どのように取り扱うのか。

(答)

当該者の賃金のうち交付金を充当する部分を明確にすることとする。

(問 20) 雇用する職員の員数や、個別の職員の入れ替わりにより、職員構成に変更があった場合の賃金改善額の考え方について。

(答)

この場合の賃金改善額については、「比較対象である平成 20 年度下半期中(※)に適用されていた賃金算定ルールを当該年度に勤務している介護職員に適用した場合の賃金総額」と「当該年度に受給した交付金の総額」の合計額を、「実際に当該年度に支給した賃金総額」が上回っていればよいという考え方となる。

こうした考え方により、実際の賃金改善額の計算については、個々の事業者の実態に応じた適切な方法で行われたい。

例えば、手当を新設した場合や昇給額が計算できる場合等、賃金改善の方法によって明確に賃金改善額が区分できる場合は、当該改善額の総額が、交付金の総額を上回っていればよい。

※ 平成 20 年 10 月から平成 21 年 3 月までを指し、例えば、平成 20 年 12 月に賃金改善を実施した場合については、平成 20 年 10 月又は 11 月時点の賃金算定ルールを用いることも可能である

【追加分】

(問 21) 交付金の対象事業者としての承認は、申請月及びサービス提供月との関係でいつから発生するのか。

(答) 承認の効果は申請月まで遡ることができる。即ち、申請月のサービス提供分から交付金の算定対象とすることが可能である。ただし、支払いの時期が通常のサービス提供月から翌々月の時期に間に合わない可能性が高いこと

について、事業者事前に伝える必要がある。

なお、今年10月サービス提供分については、準備のため、サービス提供月の前月である9月から受け付けることとしている。

(問 22) 平成21年11月以降に申請のあった事業者に対して、10月サービス提供分にかかる交付金の支払いを行うことは可能か。

(答)

交付金は、申請月のサービス提供分から対象とすることとしており、申請月より遡っての支給は認められない。

(問 23) 交付金は毎月の支払いが概算払いという性質なのか。また、交付金の額の確定は必要なのか。

(答)

介護職員処遇改善交付金は、毎月、介護報酬総額に一定の率を乗じた額を精算払いすることとなる。また、精算払いのため、額の確定は必要ない。実績報告により、実際に賃金改善に充てられた経費が交付金受給総額を下回ったことが判明した場合であっても、額の精算による返還ではなく、交付金の支給条件により返還義務が生じているという整理となる。

(問 24) 介護職員処遇改善交付金を事業者へ支払う際の口座については、介護報酬の支払先と同一の口座になるという理解でよいのか。また、複数事業所が事業者単位で一括申請した場合であっても同様か。

(答)

お見込みの通り。

(問 25) 介護報酬の月遅れ請求に係る交付金についても、自動的に国保連から支払われるのか。

(答)

お見込みのとおり。ただし、介護報酬の請求月が遅れているため、通常の支払い時期（サービス提供月の翌々月）から遅れることとなる。

（問 26）実施要領「2 交付金の仕組みと事業年度」の「二 事業年度」の交付額の根拠となる介護サービス期間について、「原則として」と示されているが、例外としては、月遅れ請求が翌年度に区分されるという解釈で良いか。

（答）お見込みの通り。したがって、交付額の算定根拠となる介護報酬総額にも含まれるものである。

（問 27）交付額の算定根拠となる介護報酬総額について、介護報酬本体の過誤調整や過誤調整によらない返還等が生じた場合の取扱いを教えてください。

（答）介護報酬の過誤調整については、毎月の交付金額の算定の中で調整されるため、交付金の返還又は過誤調整は不要である（ただし、事業年度終了後の実績報告による返還は生じうる）。
一方、過誤調整によらない返還等が生じた場合については、交付金額の算定による調整が行われなため、交付金の返還又は過誤調整が必要となる。

（問 28）交付金に返還額が生じた場合、介護報酬と相殺することは可能か。

（答）交付金は当道府県の基金から支出される一方、介護報酬は市町村の介護保険特別会計から支出されるものであるため、両者を相殺することはできない。

（問 29）実施要領に定める賃金改善実施期間では、事業者が事業年度を越えて賃金改善を実施することも可能となっているが、その考え方を教えてください。

（答）本事業の目的は、賃金改善の取り組みを行う計画を提出している事業者への交付金の支給であることから、あらかじめ定められた賃金改善実施期間内であれば、事業年度を越えた賃金改善への交付金の充当であっても問題は生じない。

(問 30) 都道府県独自の判断で、実施要領に規定された様式及び添付書類以外の書類を、事業者を求めることは認められるか。

(答)

例えば、実績報告時に添付する賃金改善総額の積算内訳に関しては、事業者の賃金改善方法や介護職員の就業実態等が様々なことから、すべての事業者に一律の様式による記載を求めることは、困難であり、かつ、事業者及び実施主体である都道府県に過度の事務負担が生じるおそれがあるため、事業者の任意の方法による記載としているところである一方、事業者に対して本交付金に関する書類を5年間保存することを義務づけているものである。

都道府県におかれては、こうした趣旨を踏まえ、実施要領に定める添付書類以外の書類を一律に求める場合には、その内容について、必要性の有無及び事業者の事務負担も考慮し、慎重に検討されたい。

介護職員処遇改善交付金

(1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

(2) 補助の概要

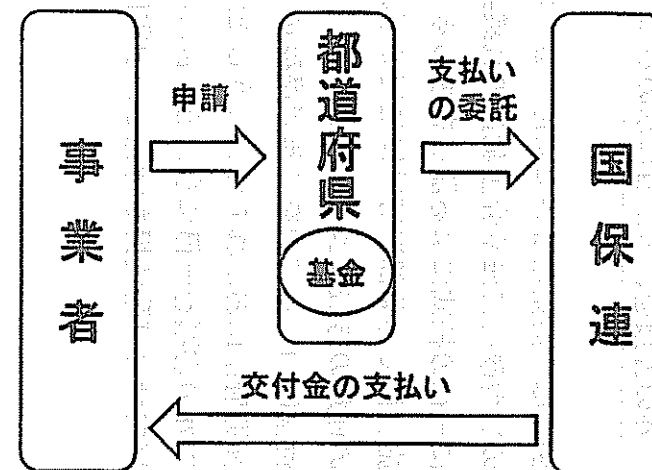
介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金を介護報酬とは別に交付する。

交付額は、各サービス毎の介護職員数(常勤換算)に応じて定める交付率による。(介護職員が実施しないサービスは助成対象としない)

(3) 交付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。(支払いは国保連に委託)
- ② 財源 : 国費10/10
- ③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者
 - (ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
 - (イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 交付額 : $\text{介護報酬総額} \times \text{サービス毎に定める交付率}$
 ※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

執行のイメージ



- (4) 事業規模 合計約3,975億円 (介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額)
 ※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

サービスごとの交付率

(別紙)

サービス名	交付率
・(介護予防)訪問介護 ・夜間対応型訪問介護	4.0%
・(介護予防)訪問入浴介護	1.8%
・(介護予防)通所介護	1.9%
・(介護予防)通所リハビリテーション	1.7%
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	3.0%
・(介護予防)認知症対応型通所介護	2.9%
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護	4.2%
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護	3.9%
・介護福祉施設サービス ・地域密着型介護老人福祉施設 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.5%
・介護保健施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	1.5%
・介護療養施設サービス ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.1%
【助成対象外】 ・(介護予防)訪問看護 ・居宅介護支援 ・(介護予防)福祉用具貸与 ・(介護予防)訪問リハビリテーション ・介護予防支援 ・(介護予防)居宅療養管理指導	0%

※ 当該サービスの交付率 =
$$\frac{\text{当該サービスの介護職員数(常勤換算)(全国計)} \times 15,000\text{円} \times 12\text{ヶ月}}{\text{当該サービスの総費用額(全国計)}}$$

施設開設準備経費等に対する支援

① 施設開設準備経費助成特別対策事業

1. 事業の目的

円滑な施設の開設のためには、施設のハード整備と一体的に、早期からの開設準備が重要であり、その開設準備経費を助成することで、開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備を支援することを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について助成を行う。

(3) 対象施設 (都道府県事業) :
特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム
(市町村事業) :
小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

(4) 対象条件 新規開設又は増床に伴う円滑な開設のため、開設前に看護・介護職員等の雇い上げ等の開設準備を行うこと。

(5) 対象経費（開設前の6ヶ月間に係る経費）

- ・ 開設前の看護・介護職員等の雇い上げ経費（最大6ヶ月間の訓練等の期間）
- ・ 開設のための普及啓発経費
（地域住民の事業に対する理解を深めるための連絡会等の開催）
（利用希望者本人や家族への施設概要説明・処遇内容等の紹介）
- ・ 職員の募集経費（広報誌発行、説明会開催等の活動費）
- ・ 開設に当たっての周知・広報経費
（パンフレット、ホームページの開設等のPR費用）
- ・ 開設準備事務経費
（経営コンサルタント〔会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成等〕に要する経費）
- ・ その他開設の準備に必要な経費

(6) 助成額 60万円×定員数（※）を上限とする。

※小規模多機能型居宅介護事業所は、宿泊定員数とする。

3. 予算額 約673億円（別途配分率に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）

② 定期借地権利用による整備促進特別対策事業

1. 事業の目的

大都市部等において施設等用地の取得が困難なことにより、特別養護老人ホーム等の整備が進まないことを踏まえ、施設等用地確保のために定期借地権を設定し、一時金を授受した場合に助成を行うことにより、用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図る。

2. 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県及び市町村

(2) 事業の内容 定期借地権の設定により用地を確保し、一時金を授受した場合について助成を行う。

(3) 対象施設・事業主体

- ① 特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム
小規模特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所
- ② 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、民間企業等民間事業主体が整備・運営主体となるもの

(4) 助成条件

助成対象の一時金は、地代の前払いの性格を有するものに限る。
（保証金は対象外とする。）
定期借地権の設定期間は、50年間以上を想定。
※契約内容を確認の上、決定すること。

(5) 助成額

定期借地権設定に伴い授受される一時金（※）の半額を助成する。
※敷地の路線価評価額の1/2を助成対象の上限とする

3. 留意事項

- ・ 定期借地権設定に際しての一時金については、その名称に関係なく、地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）を補助対象とし、保証金の性格（地代債務、契約終了時の建物撤去義務等の不履行の際の担保として授受され、契約終了時に原則返還を要するもの）を有するものは対象としない。

4. 予算額 約125億円（別途配分方法に基づき、予算の範囲内で都道府県へ配分。）